

***** 東京都北区 *****

訪問看護師雇用支援事業

訪問看護ステーションに対し人材の育成、確保及び事業所定着を図るための支援をすることにより、区内の訪問看護ステーションの体制充実を図るために訪問看護師雇用支援事業を実施します。

事業概要

1. 対象経費	①新規で雇用する訪問看護師の給与費 ②新規開設訪問看護ステーションに勤務する看護師の給与費
2. 対象期間	①新規で雇用する訪問看護師 雇用後2カ月間ただし、41日間を上限 ※令和6年10月1日～令和7年2月1日までに雇用開始 ②新規開設訪問看護ステーションに勤務する訪問看護師 開設後2カ月間ただし、41日間を上限 ※令和6年10月1日～令和7年2月1日までに開設
3. 補助金支給要件	【補助基準額】 2,400円/時間(上限) 【補助率】 1/2
4. 申請方法	事業計画書を令和6年12月6日までにご提出ください 【提出先メールアドレス】 chiikiiryoka@city.kita.lg.jp ※交付申請書の提出に関しては、事業計画書の受領後別途ご案内します

事業の詳細については、要綱をご確認ください

お申込み
お問い合わせ

東京都北区東十条2-7-3(北区保健所内)

北区 健康政策課 地域医療係

TEL 03-3919-9601

MAIL chiikiiryoka@city.kita.lg.jp



東京都北区訪問看護師雇用支援事業 実施の流れ

